

排出ガス対策型建設機械指定要領の  
評価機関に関わる運用

(総則)

第1 排出ガス対策型建設機械指定要領(以下「要領」という。)の内、評価機関に関わる取扱いについては、この運用の定めるところによる。

(評価機関の要件)

第2 要領第4第2項にいう「別に定める要件を満たした第三者機関」(以下「評価機関」という。)とは、次に掲げる要件を満たした第三者機関をいう。

- 一 組織は、法律上存在を確認できるものであること。
- 二 組織の目的(定款等)が、評価の実施に相当とされるものであり、かつ建設機械、エンジン又は黒煙浄化装置の供給を業としていないこと。また、評価業務の遂行に必要な体制が整えられていること。
- 三 組織の経営において、特定の被評価者のみの出資又は財政的支援を受けていないこと。
- 四 評価等の業務実績について、次の条件を満たすこと。

エンジン排出ガスに関わる審査、評価、試験に類する実績が5年以上あること。

第三者としてエンジン排出ガスに関わる審査、評価、試験に類する実績があること。

(評価要領)

第3 排出ガス対策型エンジンの評価を行う評価機関は、別添-1に定める排出ガス対策型エンジン評価指針に沿って、評価要領を文書化し評価にあたるものとする。

2 排出ガス対策型黒煙浄化装置の評価を行う評価機関は、別添-2に定める排出ガス対策型黒煙浄化装置評価指針に沿って、評価要領を文書化し評価にあたるものとする。

(評価要領の提出等)

第4 排出ガス対策型エンジン又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の評価を行う評価機関は、第2各号に規定する評価機関の要件を満たすことを証明する書類と文書化した評価要領を建設施工企画課長に提出するものとする。また、提出した書類あるいは評価要領に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

2 建設施工企画課長は、前項に規定する全ての書類の提出があったとき、提出した者に対して受理した旨を通知するものとする。

3 排出ガス対策型エンジン又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の評価を行う評価機関は、排出ガス対策型エンジン又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定申請者に第1項に規定する書類を提出し、排出ガス対策型建設機械又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定申請者により、認定申請書とあわせてそれを国土交通省大臣官房技術審議官に提出するこ

とにより、第1項の規定にかかわらず当該排出ガス対策型エンジン又は排出ガス対策型黒煙浄化装置の評定を行うことができる。

(認定済みエンジンの第2次基準値適合証明に係る特別措置)

第5 平成13年3月31日以前に認定されたエンジンであって、粒子状物質以外の排出ガス成分及び黒煙の量が第2次基準値を既に満たしているエンジンの第2次基準適合エンジンとしての評定は、別添-3の取扱いによるものとする。

附 則

この運用は、平成13年4月1日から適用する。

## 排出ガス対策型エンジン評価指針

### 1. 目的

本評価指針は、排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「要領」という。）第4第2項にいう「別に定める要件を満たした第三者機関」（以下「評価機関」という。）が実施する排出ガス対策型エンジンの評価に関し必要な事項を定める事を目的とするものであり、本運用第3第1項の排出ガス対策型エンジン評価指針について定めるものである。

### 2. 定義

評価機関の立会の下で実施されるエンジン排出ガス測定を評価試験という。

### 3. 事前書類確認

評価機関は、依頼者が事前に提出する以下の書類について内容を確認する。

#### (1) 仕様書

排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用（以下「エンジン認定の運用」という。）別記様式1-5-1あるいは別記様式1-5-2に記入された内容がエンジンファミリ内で装備し得る全ての仕様を網羅し、それらがエンジン認定の運用別記1のエンジンファミリの範疇から逸脱していないこと。

#### (2) 対策内容説明書

エンジン認定の運用別添-2に沿って記入され、それらがエンジン認定の運用別記1のエンジンファミリの範疇から逸脱していないこと。

#### (3) エンジンファミリの性能範囲

エンジン認定の運用別記様式1-2-1又は別記様式1-2-2に仕様値又は標準値としての出力曲線、トルク曲線ならびにその数値と無負荷最高最低回転数が明記され、エンジン認定の運用別記1のエンジンファミリの範疇から逸脱していないこと。

#### (4) 排出ガス測定エンジンの性能及び排出ガス測定記録表(事前データ)

エンジン認定の運用別記様式1-3で示されたエンジンの性能が、エンジン認定の運用別記1のエンジンファミリの範疇から逸脱していないこと。

エンジン認定の運用別記様式1-4で示された排出ガス測定結果が、JIS B 8008-1（往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定）に従っていること。ただし、黒煙測定については、JCMAS T 004-1995（建設機械用ディーゼルエンジン - 排出ガス測定方法）に従っていること。

試験燃料はJIS K 2204(軽油)で定める品質項目を満足していること。

定格出力の設定が四隅の範囲内で変更されるエンジンファミリは、高回転・高負荷設定時、高回転・低負荷設定時、低回転・高負荷設定時、低回転・低負荷設

定時における排出ガス測定を行っていること。

出力曲線を相似形として定格点と最大トルク点が上下に変更されるエンジンファミリは、高負荷設定時と低負荷設定時における排出ガス測定を行っていること。

同一出力特性曲線上で定格回転速度が変更されるエンジンファミリは、高回転設定時と低回転設定時における排出ガス測定を行っていること。

単一出力仕様エンジンファミリ、複数出力仕様エンジンファミリについては、全ての出力仕様における排出ガス測定を行っていること。

#### 4. 測定機器類の検査の確認

評定機関は、当該エンジンファミリの排出ガス測定を行うための測定機器類について、以下の確認を行う。

##### (1) 検査内容の確認

測定機器類は、JIS B 8008-1（往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定）で精度が定められているものは、その精度内であることが確認され、それ以外の測定機器は、可能な限り、国際規格又は国内規格、定評ある技術機関の刊行物又は関連の科学文献もしくは定期刊行物に公表された方法により確認されていること。

測定機器類は、定められた校正間隔による管理を行うことにより品質が確保されていること。

検査方法が定められていないものは、適用可能な場合、国家計量標準にトレーサビリティを確保できるよう設計され運用されていること。

##### (2) 検査書類の確認

測定機器類の検査結果は、試験室情報（JIS B 8008-6（往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第6部：試験報告）の「排気排出物測定試験報告用紙 6-1：試験室情報」、「排気排出物測定試験報告用紙 6-2：試験室情報 温度、圧力及び湿度」による）に記入されているとともに、主な測定機器（排出ガス測定装置、粒子状物質測定装置、スモークメータ、空気流量計、燃料流量計、動力計等）の検査結果及び排出ガス測定装置の校正に使用する校正ガスの検査成績書が添付してあること。

#### 5. 評定試験出力仕様の決定

評定機関は、事前提出された書類により、当該エンジンファミリの排出ガスが基準値を満足していることを確認すると共に、評定試験を行う出力仕様（出力設定）を決定する。

評定機関は、評定試験を行う出力仕様を確認する上で、その必要が認められた場合にはここに定める提出書類以外の資料についても提出を求めることができる。

#### 6. 評定

##### (1) 出力性能確認

評定試験を行う出力性能の事前測定値と依頼者が提出する排出ガス測定エンジンの性能（エンジン認定の運用別記様式 1 - 3）が、依頼者が定める許容範囲内であ

ることを確認する。

評定試験に用いる試験燃料はJIS K 2204(軽油)で定める品質項目を満足していることを確認する。

## (2) 評定試験

排出ガス測定は、JIS B 8008-1 (往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定) により行う。ただし、黒煙測定については、JCMAS T 004-1995(建設機械用ディーゼルエンジン - 排出ガス測定方法)による。評定試験時は、次の確認を行う。

排出ガス測定装置が、校正ガスにより校正されていること。

測定される排出ガス値に異常な変動がないこと。

校正ガス(ゼロガスを含む。)による排出ガス測定装置の校正結果と排出ガス測定値が記録チャートで確認されていることが望ましい。

過渡時黒煙測定時の吸引タイミング等が適切であること。

エンジンの加速状態が記録チャートで確認されていることが望ましい。

排出ガス測定結果が排出ガス測定記録表(エンジン認定の運用別記様式1-4)に記入されていること。

## 7. 評定書

評定機関は、全ての提出書類が整い、かつ当該エンジンの排出ガスの各成分が各々の基準値を満足していると認められたときに、評定書(評定様式-1)を発行する。

評定機関は、当該エンジンファミリの排出ガスが基準値を満足していることを評定する上で、その必要が認められた場合にはここに定める提出書類以外の資料についても提出を求めることができる。

評定書番号は、各評定機関の管理のもとに評定エンジン固有の番号を設定する。

## 8. 書類の保管

評定機関は、評定において確認した書類等のうち、少なくとも以下に示す書類を最低5年間保管する。

これらの書類は安全に保管し、依頼者の機密の保持を確保する。

評定書

評定依頼者に発行した評定書の写しであること。

仕様書

依頼者が提出した書類であること。

対策内容説明書

依頼者が提出した書類であること。

エンジンファミリの性能範囲

依頼者が提出した書類であること。

排出ガス測定エンジンの性能及び排出ガス測定記録表(事前データ)

依頼者が提出した書類であること。

評定試験時の排出ガス測定エンジンの性能

依頼者が提出した書類であること。（実測値の確認結果を添付する）  
排出ガス測定記録表

評定試験結果であること。

試験室情報

依頼者が提出した書類であること。

試験燃料の性状

評定試験に使用した燃料の分析結果であること。

評定書番号

エンジン排出ガス評定書

1. 評定依頼者

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

2. エンジン

エンジンファミリの名称 \_\_\_\_\_

製造番号 \_\_\_\_\_

3. エンジンの概要

燃焼サイクル \_\_\_\_\_ シリンダ数・配列 \_\_\_\_\_

冷却方式 \_\_\_\_\_ ホア×ストローク \_\_\_\_\_ mm × \_\_\_\_\_ mm

燃焼室形式 \_\_\_\_\_ 1気筒当たりバルブ数 吸気 \_\_\_\_\_ 排気 \_\_\_\_\_

給気方法及び型式 \_\_\_\_\_ 総排気量 \_\_\_\_\_ l

給気冷却方式 \_\_\_\_\_ 定格出力 / 回転速度 \_\_\_\_\_ kW / \_\_\_\_\_ min<sup>-1</sup>

噴射ポンプ形式 \_\_\_\_\_

4. 排出ガスに関する評定

(1) 排出ガス測定結果

単位 ; g / kW・h

対象物質		基準値	算定値
排出ガス	HC		
	NOx		
	CO		
	PM		

単位 ; %

対象物質	基準値	測定値
黒煙		

測定記録

測定期日 平成 年 月 日

測定条件 平均吸気温度

平均大気圧 kPa

平均大気係数

測定場所 \_\_\_\_\_

排出ガス測定装置 \_\_\_\_\_

粒子状物質測定装置 \_\_\_\_\_

黒煙濃度計 \_\_\_\_\_

(2) エンジンの排出ガスに対する所見

排出ガス測定結果より、得られた値は全て基準値を満足している。  
従って、申請されたエンジンは排出ガス対策がなされていると認められる。

上記エンジンについて、排出ガス対策型建設機械指定要領の評定機関に関わる運用に基づき、排出ガスに関し評定したことを証する。

平成 年 月 日

(評定機関名)

(代表者名) 印



別紙 - 1 エンジンファミリの構成と排出ガス値

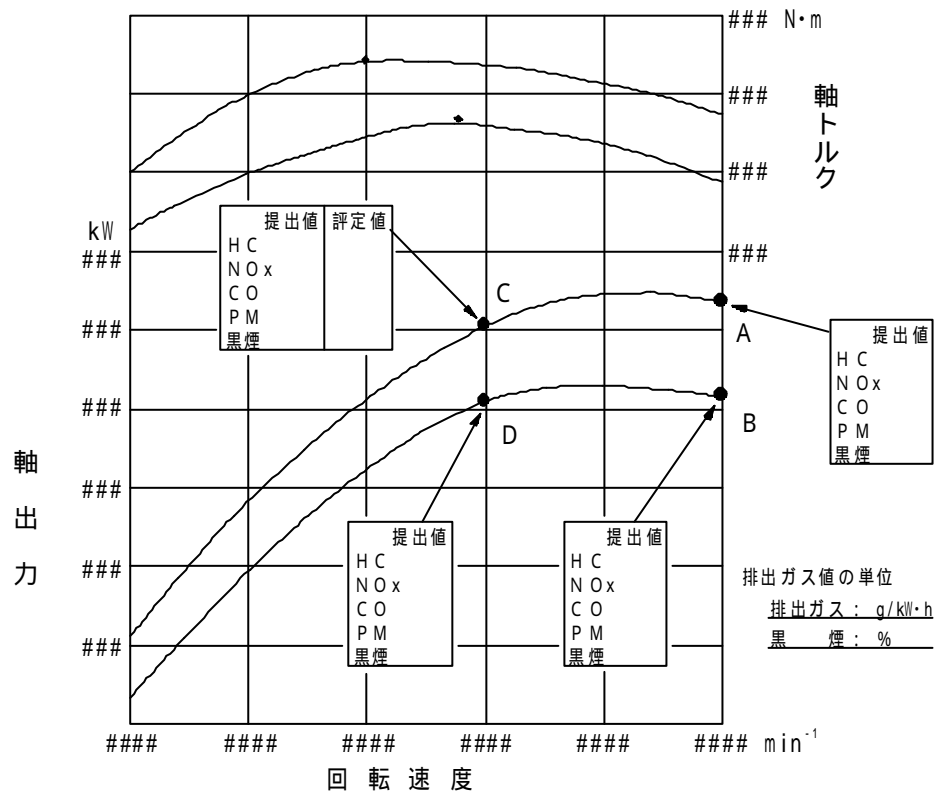
エンジンファミリの構成

記号	特性	定 格		最大トルク		無負荷回転min <sup>-1</sup>	
		kW	min <sup>-1</sup>	N·m	min <sup>-1</sup>	最高	最低
A	高回転 高負荷						
B	高回転 低負荷						
C 評定	低回転 高負荷						
D	低回転 低負荷						

各出力設定範囲内における最大排出ガス値

排出ガス (g/kW·h)				黒 煙 (%)
H C	N O <sub>x</sub>	C O	P M	

各出力設定における排出ガス値



注) 別紙 - 1 は、低回転・高負荷設定 (C) で評定試験を行った場合の例として示す。

## 排出ガス対策型黒煙浄化装置評定指針

### 1. 目的

本評定指針は、排出ガス対策型建設機械指定要領（以下「要領」という。）第4第2項にいう「別に定める要件を満たした第三者機関」（以下「評定機関」という。）が実施する排出ガス対策型黒煙浄化装置の評定に関し必要な事項を定める事を目的とするものであり、本運用第3第2項の排出ガス対策型黒煙浄化装置評定指針について定めるものである。

### 2. 定義

評定機関の立会の下で実施される黒煙浄化装置の排出ガス浄化性能測定を評定試験といい、試験に用いるエンジンを使用エンジンという。

### 3. 事前書類確認

評定機関は、依頼者が事前に提出する以下の書類について内容を確認する。

#### (1) 仕様書

排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関わる運用（以下「黒煙浄化装置認定の運用」という。）別記様式2-2に記入された内容が黒煙浄化装置認定の運用別記1のファミリー黒煙浄化装置の範疇から逸脱していないこと。

#### (2) 低減方式説明書

黒煙浄化装置認定の運用別添-3に沿って記入され、それらが黒煙浄化装置認定の運用別記1のファミリー黒煙浄化装置の範疇から逸脱していないこと。

#### (3) 構造図

浄化に作用する内部構造が黒煙浄化装置認定の運用別記1のファミリー黒煙浄化装置の範疇から逸脱していないこと。

#### (4) 取扱い説明書等

仕様書に追加すべき事項の有無を確認すること。

黒煙浄化装置の再生方法、装着方法、保守方法、注意事項等について確認すること。

#### (5) 使用エンジン報告書

評定様式-2に記入された内容が黒煙浄化装置認定の運用別記2排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定試験方法の使用エンジンの規定に従っていること。定格出力等の測定値が仕様値と大きな違いがないこと。

### 4. 測定機器類の検査の確認

評定機関は、当該エンジンファミリーの排出ガス測定を行うための測定機器類について、以下の確認を行うこと。

#### (1) 検査内容の確認

測定機器類は、JIS B 8008-1（往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定）で精度が定められているものは、その精度内であることが確認され、それ以外の測定機器は、可能な限り、国内規格又は国家規格、定評ある技術機関の刊行物又は関連の科学文献もしくは定期刊行物に公表された方法により確認されていること。

測定機器類は、定められた校正間隔による管理を行うことにより品質が確保されていること。

検査方法が定められていないものは、適用可能な場合、国家計量標準にトレーサビリティを確保できるよう設計され運用されていること。

#### (2) 検査書類の確認

測定機器類の検査結果は、試験室情報（JIS B 8008-6（往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第6部：試験報告）の「排気排出物測定試験報告用紙 6-1：試験室情報」、  
「排気排出物測定試験報告用紙 6-2：試験室情報 温度、圧力及び湿度」による）に記入されているとともに、主な測定機器（排出ガス測定装置、粒子状物質測定装置、スモークメータ、空気流量計、燃料流量計、動力計等）の検査結果及び排出ガス測定装置の校正に使用する校正ガスの検査成績書が添付してあること。

### 5. 評定試験実施の決定

本評定指針3, 4の内容を確認した上で当該黒煙浄化装置の評定試験実施の可否について検討する。

評定機関は、評定試験を行う上で、測定項目を追加する必要が認められた場合には、その旨を依頼者に通知する。

評定機関は、評定試験を行う上で、その必要が認められた場合にはここに定める提出書類以外の資料についても提出を求めることができる。

### 6. 評定

#### (1) 出力性能確認

選定した使用エンジンの出力は、事前に仕様値と大きな違いがないことを確認する。  
評定試験に用いる試験燃料はJIS K 2204(軽油)で定める品質項目を満足していることを確認する。

#### (2) 評定試験

排出ガス測定は、JIS B 8008-1（往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定）によるが、粒子状物質の測定は省略してよい。  
黒煙測定については、JCMAS T 004-1995（建設機械用ディーゼルエンジン - 排出ガス測定方法）による。

排出ガス測定は、黒煙浄化装置装着前と装着後の2回実施することとし、特別な理由がない限り、1日の内に完結しなければならない。

評定試験時は、次の確認を行う。

排出ガス測定装置が、校正ガスにより校正されていること。

測定される排出ガス値に異常な変動がないこと。

校正ガス（ゼロガスを含む）による排出ガス測定装置の校正結果と排出ガス測定値が記録チャートで確認されていることが望ましい。

過渡時黒煙測定時の吸引タイミング等が適切であること。

エンジンの加速状態が記録チャートで確認されていることが望ましい。

排出ガス測定結果が排出ガス測定記録表（排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用別記様式 1 - 4）に記入されていること。

## 7. 評定書

評定機関は、当該黒煙浄化装置の浄化性能が基準値を満足していると認められたときに、評定試験を実施した黒煙浄化装置についての評定書（評定様式 - 3）を発行する。

評定機関は、当該黒煙浄化装置を排出ガス対策型黒煙浄化装置として評定する上で、その必要が認められた場合にはここに定める提出書類以外の資料についても提出を求めることができる。

評定を行った装置がファミリーを有する場合は、当該装置が属するファミリーの範囲を示す書類「排出ガス対策型黒煙浄化装置のファミリー」（評定様式 - 3 別紙 - 1）を評定書に添付する。

評定書番号は、各評定機関の管理のもとに評定エンジン固有の番号を設定する。

## 8. 書類の保管

評定機関は、評定において確認した書類等のうち、少なくとも以下に示す書類を最低 5 年間保管する。

これらの書類は安全に保管し、依頼者の機密の保持を確保する。

評定書

評定依頼者に発行した評定書の写しであること。

仕様書

依頼者が提出した書類であること。

低減方式説明書

依頼者が提出した書類であること。

構造図

依頼者が提出した書類であること。

取扱い説明書等

依頼者が提出した資料であること。

使用エンジン報告書

依頼者が提出した資料であること。

排出ガス測定記録表

評定試験結果であること。

試験室情報

依頼者が提出した書類であること。

試験燃料の性状

評定試験に使用した燃料の分析結果であること。

使用エンジン報告書

平成 年 月 日  
 評価依頼者の氏名又は名称

1. 評価依頼黒煙浄化装置

製造業者名 : \_\_\_\_\_  
 ファミリの名称 : \_\_\_\_\_  
 型式名 : \_\_\_\_\_  
 対象エンジン出力 : \_\_\_\_\_

2. 使用エンジン

認定番号 : \_\_\_\_\_  
 製造業者名 : \_\_\_\_\_  
 ファミリの名称 : \_\_\_\_\_  
 製造年月<sup>1)</sup> : 平成 年 月 エンジン番号 : \_\_\_\_\_

搭載機械の名称および型式 : \_\_\_\_\_

これまでの概略運転時間<sup>2)</sup> : \_\_\_\_\_ h

エンジン形式 : 燃焼サイクル・冷却方式・シリンダ配列・燃焼室形式・給気方法

シリンダ数 - 径 × 行程 : \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ mm × \_\_\_\_\_ mm

総排気量 : \_\_\_\_\_ l

3. 使用エンジンの性能確認結果

確認項目	仕様値	確認値
定格回転速度 (min <sup>-1</sup> )		
定格出力 (kW)		
最大トルク回転速度 (min <sup>-1</sup> )		
最大トルク (N・m)		
燃料消費率 <sup>4)</sup> (g/kW・h)		
無負荷最高回転速度 (min <sup>-1</sup> )		
無負荷最低回転速度 (min <sup>-1</sup> )		
定格点黒煙濃度 (%)		
最大トルク点黒煙濃度 (%)		
過渡時黒煙濃度 (%)		

- 注) 1) エンジンの製造年月が不明の場合は、搭載機械の製造年月でも良い。  
 2) 概略運転時間は、搭載機械の運転時間でも良い。  
 3) 定格出力、最大トルク、燃料消費率の表示方法は、JIS B 8008によるものとする。  
 4) 燃料消費率は、定格点における数値とする。

排出ガス対策型黒煙浄化装置評価書

評価書番号

1. 評価依頼者

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

2. 黒煙浄化装置

ファミリの名称 \_\_\_\_\_

型式名 \_\_\_\_\_

製造番号 \_\_\_\_\_

黒煙低減方式 \_\_\_\_\_

基本寸法 \_\_\_\_\_

対象エンジン出力 \_\_\_\_\_

基本ルクス当たりエンジン出力 \_\_\_\_\_

3. 排出ガスに関する評価

(1) 排出ガス測定結果

測定項目		算定値 (g/kW・h , %)		変化率 (%) (B-A)/A × 100	基準値
		装着前 A	装着後 B		
黒煙	定格点			/	(装着前) > (装着後)
	中間 <sup>1)</sup>				
	過渡時				
	最大値				
HC					(装着前 + 0.1) (装着後)
NOx					(装着前 + 0.3) (装着後)
CO					(装着前 + 0.3) (装着後)

1) 中間は、中間速度全負荷点の略。

(2) 測定記録

《使用エンジン》

認定番号 : \_\_\_\_\_

ファミリの名称 : \_\_\_\_\_

エンジン形式 : 燃焼サイクル・冷却方式・シリンダ配列・燃焼室形式・給気方法

シリンダ数 - 径 × 行程 : \_\_\_\_\_ mm × \_\_\_\_\_ mm

総排気量 : \_\_\_\_\_ l

定格出力 / 回転速度 : \_\_\_\_\_ kW / \_\_\_\_\_ min<sup>-1</sup>

《測定条件等》

測定期日：平成 年 月 日

測定条件	：<装着前平均>	<装着後平均>
	吸気温度	吸気温度
	大気圧 kPa	大気圧 kPa
	大気係数	大気係数

測定場所： \_\_\_\_\_

排出ガス分析器： \_\_\_\_\_

黒煙濃度計： \_\_\_\_\_

(3) 黒煙浄化装置に対する所見

排出ガス測定結果は、全て基準値を満足している。

従って、測定された黒煙浄化装置は排出ガス対策型黒煙浄化装置と認められる。

上記黒煙浄化装置について、排出ガス対策型建設機械指定要領の評定機関に関わる運用に基づき、排出ガスに関し評定したことを証する。

平成 年 月 日

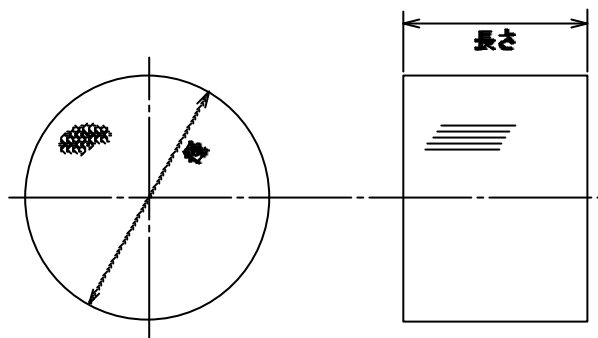
(評定機関名)

(代表者名) 印

別紙 - 1 排出ガス対策型黒煙浄化装置のファミリー

斜体文字は、例記または解説を示す

ファミリーの名称 : ファミリーの名称  
 黒煙低減方式 : セラミックハニカム触媒付フィルタ  
 フィルタ材料 : 多孔質コーディエライト (Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>・SiO<sub>2</sub>・Mg)  
 基本エレメントの単位 : 1ユニット寸法 直径 150mm × 長さ 150mm  
 基本エレメント当たりエンジン出力 : 50 kW/ユニット 以下



ここには、基本エレメントの浄化に関わる構造・諸元等について説明する。

体積 : ##### cm<sup>3</sup>  
 接触面積 : ##### cm<sup>2</sup>

基本エレメントの構造

再生方式 : 補助燃焼材供給・電熱ヒータ併用強制燃焼  
 再生間隔 : 手動式 (再生警告表示による)  
 再生時の制限 : 無負荷最低回転速度 (約#分間)  
 再生用ヒータの種類 : シーズヒータ  
 触媒等の種類 : Pd系酸化触媒  
 供給物等の種類 : 軽油・空気

ファミリー内の型式

		型式A	型式B	型式C	型式D	型式E
対象エンジン出力 (kW)						
基本エレメントの数量						
基本寸法	長さ (mm)					
	幅 (mm)					
	高さ (mm)					
乾燥質量 (kg)						
圧力損失 (kPa)	再生直前					
	再生直後					
再生時の所要電力 (W)						
再生用燃料の消費量 (g/h)						
供給物の供給量						

- 注) 1) エンジン出力は、JIS B 8008 によるものとする。  
 2) 当該黒煙浄化装置として、適切でない項目は削除して良い。  
 3) 当該黒煙浄化装置として、記述すべき事項は適宜追加する。



## 第2次基準相当の第1次基準評価エンジンの取扱い

### 1. 目的

本取扱いは、本運用第2で定める要件を満たす評価機関が第1次基準適合エンジンとして既に評価した内容を第2次基準適合エンジンとして評価書を発行する場合について定めるものであり、本取扱いに定める他は本運用別添 - 1によるものとする。

### 2. 書類確認

評価機関は、依頼者が事前に提出する以下の書類について内容を確認する。

#### (1) 仕様書

第1次基準適合エンジンとして評価された際の内容と変わらないこと。

#### (2) 対策内容説明書

第1次基準適合エンジンとして評価された際の内容と変わらないこと。

#### (3) エンジンファミリの性能範囲

第1次基準適合エンジンとして評価された際の内容と変わらないこと。

#### (4) 排出ガス測定記録表

測定された出力設定（あるいは出力仕様）が、第1次基準適合エンジンとして評価された際に事前提出された排出ガス測定出力設定と同様であること。

粒子状物質以外の排出ガス成分の排出傾向及び黒煙の排出傾向が、以前の評価結果と同様であること。

排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用（以下「エンジン認定の運用」という。）別記様式1 - 4で示された粒子状物質の測定結果が、JIS B 8008-1（往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定）に従っていること。

試験燃料はJIS K 2204（軽油）で定める品質項目を満足していること。

### 3. 測定機器類の検査体制の確認

粒子状物質測定機器類の検査体制について、以下の確認を行う。

#### (1) 検査内容の確認

測定機器類は、JIS B 8008-1（往復動内燃機関 - 排気排出物測定 - 第1部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定）で精度が定められているものは、その精度内であることが確認され、定められた校正間隔による管理を行うことにより品質が確保されていること。

### 4. 評価書

評価機関は、全ての提出書類が整い、かつ当該エンジンの排出ガスの各成分が各々の基準値を満足していると認められたときに、評価書を発行する。

評価機関は、当該エンジンファミリの排出ガスが基準値を満足していることを評価する上で、その必要が認められた場合にはここに定める提出書類以外の資料についても提出を求めることができる。